

事務事業の概要

事務事業名	商工振興経費	担当課	産業振興部商工労働課
対 象	関係団体および事業者	事業期間	
目 的	伊賀市内の商工業の振興・発展のため、関係団体や事業者に対して支援を行う。		
根拠法令等	中小企業振興事業資金利子補給補助金実施要領、小規模事業資金融資制度保証料補助金実施要領など		
内 容	・上野商工会議所及び伊賀市商工会等の関係団体や事業者に対して、商工業者の育成と発展を図ることを目的に、当該団体が実施する事業に対し補助金を交付しました。 ・日本政策金融公庫による経営改善貸付制度の設備資金利用者に対する利子補給補助や小規模事業資金制度の利用者に対し、三重県信用保証協会への支払保証料に対する補助を行いました。 【負担金、補助事業等】 中小企業相談業務負担金(上野商工会議所)、三重県産業支援センター負担金、三重県計量協会負担金、日本貿易振興会三重県情報センター事業運営負担金、商工会議所事業費負担金、中小企業振興事業資金利子補給補助金、小規模事業資金融資制度保証料補助金、商工会事業費補助金、地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金、起業・事業承継促進事業補助金		
事業に要した 主な経費 など	経費	金額	摘要
	報酬	84,000円	産業振興条例策定員会委員報酬費 円
	委託料	150,000円	商業後継者育成事業委託費(委託先:上野商工会議所) 円
	使用料及び賃借料	871,200円	事業所情報発信支援サイト利用料 円
	負担金、補助及び交付金	43,680,705円	中小企業相談業務負担金 4,000,000円
		円	利子補給補助金、保証料補助金 2,356,852円
		円	商工会議所事業費補助金 2,000,000円
		円	商工会事業費補助金 25,207,000円
		円	起業・事業承継促進事業補助金 8,026,422円
		円	他4件 2,090,431円
	その他	110,170円	旅費、消耗品費 円
	計	44,896,075円	0 円

補助金等詳細

全体コスト（千円）	事業費	直接事業費	項目	R2年度決算	R3年度当初予算	R3年度決算	R4年度当初予算	特記事項記入欄(積算基礎、特定財源の名称等)
			国県支出金	3,000	1,500	4,014		地方創生推進交付金 4,014 ふるさと応援基金繰入金 5,800
			地方債	0	0	0		
			その他	0	5,800	5,800		
			一般財源	47,430	43,000	35,083		
			合計(A)	50,430	50,300	44,897	0	
		人件費	正規職員	業務量	1.00 人	0.32 人	0.35 人	0.35 人
				人件費	7,811	2,485	2,718	2,708
			再任用職員	業務量	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
				人件費	0	0	0	0
			会計年度任用職員	業務量	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
				人件費	0	0	0	0
			小計(B)	7,811	2,485	2,718	2,708	
			合計(A+B)	58,241	52,785	47,615	2,708	
			市民1人当たりのコスト(円)	644	592	534	31	

指標	指標名	指標の説明	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	商工会議所・商工会会員数	商工会議所・商工会会員数	企業	目標	1,934	2,041	2,041	2,041
				実績	2,041			
	指標化できない成果	0		達成	105.5%			

方向	継続	課題	商工業を取り巻く環境は日々変化しているが、補助を行っている商工団体等については、例年と同内容の事業を行っている。
		改善案	I・II. 例年と同じ事業をするのではなく、ブラッシュアップを行い、時代に即した事業を実施いただくよう指導を徹底する。

補助事業名	商工会事業費補助金					施策No.	3-3-2		
交付の目的	商工業の育成と振興を図る。								
交付先・交付要件									
事業内容	商工業の育成・振興と諸施策諸制度の充実に要する経費								
根拠法令等	産業振興部関係補助金等交付要綱								
事業開始年度	平成16年度					契約・債務負担	無		
財源・率						上乗せ・範囲拡大	無		
補助実績等 （千円）	H26	26, 500	H27	26, 500	H28	26, 500	H29	26, 500	
	H30	26, 500	R1	26, 500	R2	26, 500	R3	25, 207	
目的の達成状況 （何が、どうなれば達成か）	商工会を通じて商工業の育成と振興を図ることにより、商工業が活性化している。								
補助対象経費	商工業の育成・振興と諸施策諸制度の充実に要する経費								
補助金額・補助率 の算出根拠	無		類似制度、同一団体 への重複補助の有無		無		終期設定の有無		無
性質別分類	4. その他事業費補助		「団体運営補助」である 場合の事業費補助 への移行策		無				

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

今後の方向性		継続	その理由	団体を通じ、商工業の育成と振興を図ることができるため。	
見直し事項	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)				
	補助制度	商工業の育成と振興を図るため、今後も補助が必要である。		対象と金額	現行の取り扱いを継続する。

●補助金等の評価(指針「5 その他の取り組み」参照) ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	補助金の交付により、円滑に事業が実施された。商工業者の経営支援や地域活性化のための様々な事業が実施され、創業支援事業では平成30年度に創業者9名を輩出することができるなど、商工業の育成・振興の面で、補助金額に見合う効果があった。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	団体を通じた商工業の育成と振興が図れるため継続する。
令和元年	補助金の交付により、円滑に事業が実施された。商工業者の経営支援や地域活性化のための様々な事業が実施され、創業支援事業では令和元年度に創業者4名を輩出することができるなど、商工業の育成・振興の面で、補助金額に見合う効果があった。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	団体を通じた商工業の育成と振興が図れるため継続する。
令和2年	補助金の交付により、円滑に事業が実施された。商工業者の経営支援や地域活性化のための様々な事業が実施され、創業支援事業では令和2年度に創業者4名を輩出することができるなど、商工業の育成・振興の面で、補助金額に見合う効果があった。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	団体を通じた商工業の育成と振興が図れるため継続する。
令和3年	補助金の交付により、円滑に事業が実施された。商工業者の経営支援や地域活性化のための様々な事業が実施され、創業支援事業では令和3年度に創業者5名を輩出することができるなど、商工業の育成・振興の面で、補助金額に見合う効果があった。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	団体を通じた商工業の育成と振興が図れるため継続する。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

区分	項目	チェック	備考
公益性	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	○	
必要性・効果	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	○	
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
	同一分野のなかで、特定団体（地域）を対象とした補助金ではない。	-	対象エリアの商工業の育成・振興をサポートする団体が同団体のみであるため。
団体の自立性	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	-	目的達成のためには継続的な支援が必要であるため。
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						専門家チームからのアドバイス・考え方
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	内容
法的根拠	法的根拠は？ 県からの補助金も出ていると思うが、市の単費との関係性はどうか？	商工会事業は商工会法と商工会議所法に基づくもの。産業振興部関係補助金要綱の中で運営補助、事業費補助として支出している。要綱の内容は旧町村の商工会への補助金を合併時にまとめたもの。県補助金は小規模事業費支援補助金として県商工会が市商工会へ支出されており、市の補助との因果関係はない。					伊賀市の補助金要綱は全体が部でまとめた形となっているが、そこは改めるべき。また、金額についても予算で定める額というものも改めるべき。
	市が出すということの大元になる規定、根拠はないのか？	商工会員からの会費収入がある。会費収入と県補助金では賄えないというものについて、旧町村時代から支援してきた。昔からの補助で金額の根拠は調べたが不明。					誰が(商工会でどの職員が)何の仕事をしているのか、把握したうえで、積み上げによる補助にしていけばいい。
	積算根拠、内規というものもないのか？商工会・商工会議所から言われるままに支出しているのか？	そのとおり。上野商工会議所は中小企業相談所負担金として400万円を支出している。商工会では、中小企業相談補助金も商工会事業補助金に加えている。毎年の実績や会員数や希望調査をもとに財政とも協議をしたうえで、結果的に毎年同じ金額を支出している。					セルの塗りつぶし内容について ・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容） ・・・個別の指摘事項として、下で「対応方針」を確認する内容
積算根拠	補助対象経費は決まっているのか？細かい経費に対してなど。	要綱内で決まっている。人件費、消耗品ではなく運営経費の中の創業セミナー事業費支援、経営改善指導普及職員設置費などに充てられている。内訳は予算時の計画書、実績報告書等で把握している。			実績報告書の「事業実績に対する効果」の記載が実施報告となっている。実施の結果どうなったのかで補助金効果を判断する必要がある。	了承。	
終期設定							終期設定は必ず設定していただきたい。例えば3年で検証するべき。
自己負担・決算内容			決算額も年々減少傾向なのか？	コロナで事業が出来なかった背景もあるが、経営指導員が高齢化で局長級の職員が一人で担っているのが現状。思ったような事業が出来ず、会員も離れていく。	補助金充当計画の内訳で、経営改善普及事業指導職員設置費の事務局長というのは商工会の事務局長で市が人件費を補助しているのか？また、経営指導員3名と経営支援員4名との違いはあるのか？その方たちの人件費を県と分けて市のお金で雇っているということか？	そのとおり。事務局長の人件費のうち930万円を負担している。経営指導員は商工会の職員である。経営支援員も同じであり、商工会の常駐職員で資格が必要。その方々の人件費を県と負担し合っている。	定額補助だと支出した補助と成果がわからなくなる。実績報告書を見ても成果に繋がっているのが見えにくい。また、実績報告書の内容が方針を過去形にした様な形になっており、いつ何をしたのかをきちんと記載すべきである。
			実績報告書の内容が方針を過去形にした様な形になっているため、いつ何をしたのかを記載すべきである。	実績報告書では、指摘の様な形になっているが、別途詳細で膨大な資料がある。	75%が県負担、その残りの25%のうち7割が市、残りが商工会の負担となっているが、その根拠と交付要綱との関係は？	商工会からの希望によるもので、市としての決めはない。	人件費補助があり、経営補助になっている、市の公費による経営補助が必要なのかの是非と商工会との負担割合の是非があり、検討が必要。人件費補助は考えを改めるべき。
							収入を見たなかで、半分以上が市と県の補助が歳入になっている。商工会自体がこの経営状況は考えていくべき。商工会の経営は補助金ではなく商工会で賄うべき。急にやめるということは出来ないだろうが、計画をたてて改善していくべき。
公益性							跡継ぎ問題など、商工会議所・商工会が担う役割は大きい。今の時代に合わせた役割を担っていただけるような補助を市として行うべき。
公平性・透明性	商工会に類似の補助金などは他にないか？	年度ごとの単発の事業、夏祭りイベントなどに対する補助金は別途ある。			県の監査はあるのか？	75%の負担の分について県が監査を実施している。	同じ団体に対して、支出している補助金は他課のものも含めて記載するべき。そうでなければ市の公費がどれだけこの団体に使われているのが不明になる。
	監査は県のほか、市も行っているのか？	市でも内容は毎年確認しており、別途団体監査ということで監査事務局からも入ることがある。					
行政関与の必要性					特別会計繰出金(大山田産業振興センター)とは商工会の中の特別会計か？大山田産業振興センターの所有権は市でその修繕費を市が出しているのか？	そのとおり。センターは商工会の所有。修繕はそのとき一回限りのもの。	人件費補助となっていることが問題。改めるべき。
					管理されている方の人件費に対して支出することは補助金の趣旨を逸脱しているのではないか？	ご指摘の部分もある。	滋賀県下で商工会議所への補助でここまでの金額が出ている自治体はない。県下他市の決算状況も確認すべき。
					臨時職員の人件費と社会保険も補助しているが、その団体の経営を助けるために補助することに疑問はないか？	商工会に限ったことではなく、他の団体でもあること。	
補助の効果(成果指標)							これから会員数は増えてこないと考えている。見込まれないものは右肩上がりで書く必要はない。今の時代に合った目標と数値を設定するべき。例えば、中小事業者へのカーボンニュートラルの導入支援、インボイスへの対応といった具体的なテーマの導入支援数など検討が必要。
今後の方向性	商工会と商工会議所の両方に入っている団体もある。二重に補助金があたっていることになっていないか？	会費もある中でそこまで受益があるかどうかもある。統一したい思いもあるが、昔から話が進まない。					補助している金額を基準に事業を組み立てているように思えるので、事業に対して支出するということを徹底するべき。また、市から大きな補助金を出している以上、市には「こういう事業をして下さい」と言う権利がある。市の商工政策として目指すべき姿を示し、そこに貢献する事業に対してという交付要件する。このような内容を含めて一度事業の棚卸が必要。
他事業への横展開							

見直しの視点		指摘事項	対応方針	いつまでに
個別論点ごと	受益者負担・決算内容	定額補助だと支出した補助と成果がわからなくなる。実績報告書を見ても成果に繋がっているのかが見えにくい。また、実績報告書の内容が方針を過去形にした様な形になっており、いつ何をしたのかをきちんと記載すべきである。	補助金額については、一定額を定めているわけではないが、事業内容を精査し、見直しを検討する。実績報告書の記載については、実施内容に基づいて目的・内容・効果等を明確に記載するよう指導を行う。	直ちに
	受益者負担・決算内容	市の公費による経営補助が必要なのか、人件費補助は考えを改めるべき。	他市の補助内容を確認し、適正かどうか検証を行う。	令和6年度予算要求時まで
	受益者負担・決算内容	商工会の経営は補助金ではなく商工会会費等で賄う必要がある。計画をたてて改善していくべき。	上野地域以外を管轄する唯一の商工団体であり、該当エリアの事業者支援など、担っている責務は大きい。行政としても必要不可欠であると考えているため、引続き、支援を行っていきたい。ただし、可能な限り自主財源で賄うことができるよう改善を依頼する。	直ちに
	行政関与の必要性	同一規模の自治体でここまでの金額が出ている自治体はあまりないのではないか。県下他市の決算状況も確認すべき。	商工会議所・商工会をともに市内に有する近隣他市(津市・松阪市等)の決算状況を調査し、確認する。	令和6年度予算要求時まで
	今後の方向性	市から大きな補助金を出している以上、市の商工政策として目指すべき姿を示し、そこに貢献する事業を交付の要件とする必要がある。	「第2次伊賀市総合計画」に基づいた事業であるかを随時確認する。	随時
本事業に関する今後の部局方針		継続		
上記理由		市内の上野地域以外を管轄する唯一の商工団体として、行政が支援するという役割は大きいと考える。適正な負担金・補助金の支出および効率的な運営は必須であるため、随時確認・見直しの指導を行っていく。		

①

諮問時の視点	● 検証のための期間が令和6年度予算要求時までに(令和5年10月ころ)となっていることが妥当かどうか。 ● 市や県の補助金が団体収入の半分以上となっている現状を、いつまでに改善を図るのか、段階的な計画を立て、補助金としては縮小していくべきではないか。
--------	--

②

審査結果	
上記審査結果に対して付される意見	
その他審査時の主な意見	

行政事務事業評価審査委員会